

輪島市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和7年3月19日

輪島市監査委員 飛岡 穰

輪島市監査委員 一二三 秀仁

定 期 監 査 結 果 報 告

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査実施日

令和 6 年 11 月 13 日

3 監査の対象

輪島市立輪島中学校、教育委員会事務局

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和 6 年度の事務事業（令和 5 年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

6 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。